

豊中市既存建物活用による共同生活援助開設事業費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者が地域社会の中で自立し安心して暮らすことができる生活の場の整備を進め、障害者の自立を促進し、その福祉の向上を図るため、本市の区域内における既存建物活用による共同生活援助の開設事業等に対する補助金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共同生活援助 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。

(2) 開設 次に掲げる行為をいう。

ア 既存の建物を購入又は賃借して共同生活援助の運営を開始すること

イ 別の既存の建物を購入又は賃借して、共同生活援助に新たな住居を増設すること

ウ 区分所有法（昭和37年法律第69号）第1条の規定により区分所有の目的とすることができるものを購入又は賃借して、共同生活援助に新たな住居を増設すること

2 現在運営している共同生活援助から別の既存の建物に移転する場合は、次の各号いずれかに該当する場合のみ開設とみなす。

(1) スプリンクラー設置等にかかる貸主の承諾が得られないなど退去を余儀なくされ、かつ移転後も現在以上の定員を維持する場合

(2) 補助金の交付を受けて開設してから10年を経過しており、かつ移転後に現在を超える定員となる場合

(対象)

第3条 この要綱により補助金を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、法第36条第1項の規定により共同生活援助にかかる障害福祉サービス事業者の指定を受け、または当該指定を受ける見込みのある法人のうち、各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 障害福祉サービス事業について、当年度及び過去3年以内に市が実施した指導監査等において指定取消し等の事由に該当する重大な指摘を受けていないこと。

(2) 法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、当該命令に対する改善が完了していること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、または暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でないこと。

2 この要綱による補助金の対象となる共同生活援助（以下「対象施設」という。）は、本市の区域内において運営され、かつ、第2条第2項第1号の場合を除き、その入居者数の3分の2以上が本市から援護の実施を受けるものとする。また、補助基準額について別表1を適用する場合においては、その入居者数の2分の1以上が障害支援区分4以上であるものとする。

（対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」）は、対象施設の開設に要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、社会通念上高額なものは対象外とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める補助基準額と実支出額を比較して、低い方の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

2 市が別途定める受付期間において、補助金の交付決定を受けようとする者の前項の規定による補助金の額の合計が予算額を超えるときは、予算額を対象施設の入居者数に応じて按分して得た額を補助金の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）交付申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の実施前に市長に提出するものとする。

- (1) 当該開設事業の計画書
- (2) 当該開設事業の予算書
- (3) 対象経費の内訳を示す書類（見積書等）
- (4) 当該開設に用いる物件の平面図（改修前のもの及び改修後のもの）
- (5) 模様替え承認証及び工事内容書類の複写物（府営住宅及び市営住宅を模様替えする場合のみ）
- (6) 当該建物の登記事項証明書もしくは賃貸借契約書
- (7) 入居者名簿（名前、生年月日及び援護の実施者がわかるもの）もしくは第3条第2項の定めを満たすことの誓約書
- (8) 第3条第1項第3号の定めを満たすことの誓約書

(9) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）交付決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付すべきでないとしたときは不交付の決定を行い、豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）不交付決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 前条第1項の決定を行う際には、次の条件を付するものとする。

- (1) 対象経費については、この補助金以外の補助金の交付を受けないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）変更交付届（様式第4号）を提出し、市長の承諾を受けること。

(申込みの取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）交付申込取下書（様式第5号）により申込みの取下げをすることができる。

2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(決定の変更)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき。
- (2) 第8条第2号の規定による申込みがあったとき。

2 市長は前項の規定により補助金の決定内容等を変更したときは、補助事業者に対し、豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該開設事業が完了したときは速やかに豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）実績報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 当該開設事業の決算書
- (2) 対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (3) 改修または設備設置を行った部分の工事前の写真及び工事後の写真
- (4) この補助金を用いた備品の写真
- (5) 入居者名簿（名前、生年月日及び援護の実施者がわかるもの）。ただし、実績報告の時点で入居者が決まっていない場合は、省略することができる。
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は前条の実績報告の提出があった時は、当該報告に係る交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）確定通知書（様式第8号）により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の通知を受けた者は、豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）交付請求書（様式第9号）を市長に提出することにより、補助金の交付を請求するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 共同生活援助事業者の指定を受けることができなかつたとき。
- (3) 共同生活援助事業者の指定を取り消されたとき。
- (4) 対象施設を休止又は廃止したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (6) 補助金の全部又は一部を使用しなかつたとき。
- (7) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (8) その他、市長が補助することを不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。ただし、対象施設の開設後10年を経過した場合、前項第3号および第4号の規定による取消しを行わない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 第14条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 対象経費について、この補助金以外の補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、第14条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 第1項の加算金又は前項の延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産の処分の制限等)

第17条 補助金の交付により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。また、市長の承認を受けずに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- 2 対象施設における共同生活援助の運営は、原則補助金の交付を受けて開設してから10年以上継続しなければならない。補助事業者が補助金の交付を受けて対象施設を開設してから10年を経過する前に補助金の交付を受けて取得した財産を処分する場合は、市長は当該補助事業者に対し、補助金を10年で除した残期間の額を返還させることができるものとする。

(帳簿等の整備)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

(指示及び検査)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、随時、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(その他)

第20条 この要綱及び規則に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は平成4年(1992年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成5年(1993年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成6年(1994年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成7年(1995年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成8年(1996年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成9年(1997年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成13年(2001年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成14年(2002年)3月1日から施行する。

附則 この要綱は平成14年(2002年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成22年(2010年)10月1日から施行する。

附則 この要綱は平成24年(2012年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成25年(2013年)4月1日から実施する。

附則 この要綱は平成25年(2013年)11月25日から実施する。

附則 この要綱は平成26年(2014年)4月1日から実施する。

附則 この要綱は平成27年(2015年)4月1日から実施する。

附則 この要綱は平成27年(2015年)4月13日から実施する。

附則 この要綱は平成27年(2015年)5月13日から実施する。

附則 この要綱は平成28年(2016年)4月1日から実施する。

附則 この要綱は平成29年(2017年)2月15日から実施する。

附則 平成28年度(2016年度)中に限り、建て貸し方式の建設協力金等を対象経費とする交付申込みについては、本要綱の施行前に現に補助事業を実施している場合でも、当該グループホームの運営開始前であれば、受け付けるものとする。

附則 この要綱は平成29年(2017年)6月20日から実施する。

実施の際、既に障害者福祉施設整備費等補助金の交付決定を受けているグループホームがスプリンクラー設置工事にかえて内装難燃化工事を行う場合は、本要綱を適用する。ただし、対象経費、補助金の額については、別表2のとおりとする。また、第3条第2項は適用しない。

附則 この要綱は平成29年(2017年)10月13日から実施する。

附則 この要綱は平成30年(2018年)3月29日から実施する。

附則 この要綱は平成 30 年（2018 年）8 月 30 日から実施する。

附則 この要綱は平成 31 年（2019 年）3 月 25 日から実施する。

附則 この要綱は令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から実施する。

附則 1. この要綱は令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から実施する。

2. この要綱の規定は改正前の要綱の規定により補助金の交付を受けた者に対しても適用する。

別表 1

| 対象経費 | 補助基準額 | | |
|---|---|------------|------------|
| 開設時にスプリンクラーを設置する施設について、以下の1～5の総額（ただし、1を含まないものの交付は不可） | 2名定員 | 2,000,000円 | |
| | 3名定員 | 3,000,000円 | |
| | 4名定員 | 4,000,000円 | |
| | 1 スプリンクラー設備費 スプリンクラー設備（設置工事含む） | 5名定員 | 5,000,000円 |
| | | 6名定員 | 6,000,000円 |
| | | 7名定員 | 7,000,000円 |
| | 2 改修工事費 バリアフリー工事、入居者に必要な介助を効果的に行うための改修、その他入居者の衛生・安全・プライバシー確保のための工事 | | |
| 3 設備費 照明、給湯、空調、防災その他入居者の衛生・安全確保のための設備 | | | |
| 4 賃貸借補償金 敷金、権利金、礼金及び契約手数料。ただし、契約時に貸主に支払う金額から退去時に貸主より返還されると契約書に明記された金額を差し引いた額 | | | |
| 5 備品購入費 家具・家電のうち、次のいずれかに該当するもの。 (1) 入居者の共同生活または全入居者に共通する障害特性上必要なもの。なお、入居者の個室に設置するものを除く。 (2) 支援員の寝泊りや体験入居に必要な寝具等。 | | | |

別表 2

| 対象経費 | 補助基準額 | | |
|--|--|------------|------------|
| 開設時にスプリンクラーを設置しない施設について、以下の1～4の総額（ただし、3、4のみの交付は不可） | 2名定員 | 500,000円 | |
| | 3名定員 | 750,000円 | |
| | 4名定員 | 1,000,000円 | |
| | 1 改修工事費 | 5名定員 | 1,250,000円 |
| | バリアフリー工事、入居者に必要な介助を効果的に行うための改修、その他入居者の衛生・安全・ | 6名定員 | 1,500,000円 |
| | | 7名定員 | 1,750,000円 |

| | | |
|--|--|--|
| <p>プライバシー確保のための工事</p> <p>2 設備費 照明、給湯、空調、防災その他入居者の衛生・安全確保のための設備</p> <p>3 賃貸借補償金 敷金、権利金、礼金及び契約手数料。ただし、契約時に貸主に支払う金額から退去時に貸主より返還されると契約書に明記された金額を差し引いた額</p> <p>4 備品購入費 家具・家電のうち、次のいずれかに該当するもの。 (1) 入居者の共同生活または全入居者に共通する障害特性上必要なもの。なお、入居者の個室に設置するものを除く。 (2) 支援員の寝泊りや体験入居に必要な寝具等。</p> | | |
|--|--|--|

(様式第1号)

年 月 日

豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）交付申込書

豊中市長 様

申請者 住所
名称
代表者職氏名

豊中市既存建物活用による共同生活援助開設事業費補助金を下記のとおり申込みます。

記

1 対象施設

名称

所在地

2 補助金申込額 金 円

添付書類

- (1) 当該開設事業の計画書
- (2) 当該開設事業の予算書
- (3) 対象経費の内訳を示す書類（見積書等）
- (4) 当該開設に用いる物件の平面図（改修前のもの及び改修後のもの）
- (5) 模様替え承認証及び工事内容書類の複写物
（府営住宅及び市営住宅を模様替えする場合のみ）
- (6) 当該建物の登記事項証明書もしくは賃貸借契約書
- (7) 入居者名簿（名前、生年月日及び援護の実施者がわかるもの）もしくは
本要綱第3条第2項の定めを満たすことの誓約書
- (8) 第3条第1項第3号の定めを満たすことの誓約書
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(様式第 2 号)

第 号
年 月 日

豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）交付決定通知書

様

豊中市長

年 月 日付で申込のあった補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 対象施設
名称
所在地
- 2 交付決定額

金 _____ 円

交付条件

- (1) 対象経費については、この補助金以外の補助金の交付を受けないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）変更交付届（様式第 4 号）を提出し、市長の承諾を受けること。
- (3) 豊中市既存建物活用による共同生活援助開設事業費補助要綱第 15 条の規定に該当したときは補助金の全部又は一部の返還命令に応じること。

第 号
年 月 日

豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）不交付決定通知書

様

豊中市長

年 月 日付で申込のあった補助金について、不交付と決定しましたので、通知します。

1 対象施設

名称

所在地

2 不交付の理由

(1) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

(2) この決定については、上記(1)の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記(1)の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式第4号)

年 月 日

豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）変更交付届

豊中市長 様

申請者 住所
名称
代表者職氏名

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助金について、下記理由により補助事業内容を（変更・中止・廃止）しますので届け出ます。

記

1 対象施設
名称
所在地

| 2 補助金追加（減額）申込額 | | 金 | 円 |
|----------------|---|---|---|
| 既交付決定額 | 金 | | 円 |
| 変更交付申込額 | 金 | | 円 |
| 今回追加・減額 | 金 | | 円 |

3 （変更・中止・廃止）理由

添付書類

変更の場合は様式第1号に準ずる書類

(様式第5号)

年 月 日

豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）交付申込取下書

豊中市長 様

申請者 住所
名称
代表者職氏名

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助金に
ついて、下記の理由により取り下げます。

記

1 対象施設
名称
所在地

2 取下げの日 年 月 日

3 取下げの理由

第 号
年 月 日

豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）変更交付決定通知書

様

豊中市長

年 月 日付の届出について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 対象施設

名称

所在地

2 変更交付決定額

| | 金 | 円 |
|---------|---|---|
| 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| 今回追加・減額 | 金 | 円 |

交付条件

- (1) 対象経費については、この補助金以外の補助金の交付を受けないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）変更交付届（様式第 4 号）を提出し、市長の承諾を受けること。
- (3) 豊中市既存建物活用による共同生活援助開設事業費補助要綱第 15 条の規定に該当したときは補助金の全部又は一部の返還命令に応じること。

(様式第7号)

年 月 日

豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）実績報告書

豊中市長 様

申請者 住所
名称
代表者職氏名

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助金に係る開設工事を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 対象施設

名称
所在地

2 事業完了日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 当該開設事業の決算書
- (2) 対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (3) 改修または設備設置を行った部分の工事前の写真及び工事後の写真
- (4) この補助金を用いた備品の写真
- (5) 入居者名簿（名前、生年月日及び援護の実施者がわかるもの）
ただし、実績報告の時点で入居者が決まっていない場合は、省略することができる。
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(様式第8号)

第 号
年 月 日

豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）確定通知書

様

豊中市長

年 月 日付 第 号で交付決定した補助金について、交付額を下記のとおり確定しましたので、豊中市既存建物活用による共同生活援助開設事業費補助要綱第12条の規定により通知します。

記

1 対象施設

名称

所在地

2 補助金確定額

金 _____ 円

(様式第9号)

年 月 日

豊中市共同生活援助補助金（既存建物活用分）交付請求書

豊中市長 様

請求者 住所
名称
代表者職氏名
(自筆※)

(※) 代表者が自署しない場合は記名押印してください。

年 月 日付 第 号で確定通知を受けた補助金
について、豊中市既存建物活用による共同生活援助開設事業費補助要綱第13条の
規定により請求します。

記

1 対象施設

名称
所在地

2 補助金請求額 金 円

3. 振込先

| | | | |
|----------------|--|------|-------|
| (フリガナ) 口座名義 | | | |
| 金融機関名・本支店名 | | 預金種別 | 普通・当座 |
| 口座番号 | | | |